

国民健康保険 保険料率決まる

問 国民健康保険課 (0798・35・3117)

国民健康保険の保険料は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分(介護保険第2号被保険者のいる世帯のみ)の3つを合わせたものです。平成28年度の保険料率・賦課限度額と、保険料計算方法は右表のとおりです。

▶保険料通知書を6月17日に送付

平成28年度の保険料通知書を、6月17日に送付します。納付方法が口座振替や特別徴収の世帯を除き、納付書を同封します。

▶保険料の軽減・減免について

所得が少ないなどの理由により、保険料が軽減・減免される場合があります。対象など詳しくは国民健康保険課へお問い合わせください。

保険料質問コーナー

市は、保険料の算定方法等の質問や納付方法の相談のため「国民健康保険料質問コーナー」を設けます。

【設置期間】6月20日(月)～22日(水)の午前9時～午後5時

【会場】市役所本庁舎2階252会議室



●平成28年度の保険料率・賦課限度額と計算方法●

(カッコ内は27年度の数値)

区分	①医療給付費分 限度額52万円 (51万円)	②後期高齢者支援金分 限度額17万円 (16万円)	③介護納付金分 ※1 限度額16万円 (14万円)
所得割額	平成27年中の基準総所得 ※2		
	× 6.9% (6.9%)	× 2.2% (2.2%)	× 2.2% (2.2%)
	+	+	+
均等割額	被保険者1人につき		
	2万7720円 (2万7720円)	8040円 (8040円)	1万2720円 (1万2720円)
	+	+	+
平等割額	1世帯につき		
	2万1120円 (2万1120円)	6240円 (6240円)	なし
	①～③を合わせて徴収します		

①～③を合わせて徴収します

平成28年度保険料 限度額85万円(81万円)

※1 40歳～64歳の人が対象

※2 基準総所得金額は総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いたもの

福祉医療費助成制度のお知らせ

問 医療年金課 (0798・35・3131)

市は、福祉医療費の受給資格申請があり、7月1日以降、受給対象となる人に、新しい受給者証(資格者証)を、受給対象とならなかった人に、資格不認定の通知書を発送します(ただし、2年度以上続けて資格不認定となる人で、送付希望が無い場合、通知書は送付されません)。いずれも発送日は6月21日の予定です。

助成制度は、下表のとおりです。該当すると思われる人で、申請がまだの人はお問い合わせください。

なお、所得制限の対象となる人が平成28年1月1日現在、他市に住民登録をしていた場合などは、その市区町村が発行する28年度課税(所得)証明書が必要となります。

◆福祉医療費助成制度の種類(平成28年7月1日現在)

制度	受給対象者	所得制限・基準	一部負担金 ※3
乳幼児等医療・ 子ども医療 ※1	0歳～1歳誕生月の末日まで	所得制限なし	入院・外来ともに一部負担金なし
	1歳誕生月翌月1日以降～6歳到達後最初の3月31日まで	所得基準額未満…一般区分 所得基準額以上…特定区分 ※4・5	一般区分…入院・外来ともに一部負担金なし▷特定区分…外来は1日800円限度、月2回まで。入院は1割負担、月額3200円限度
	小学1年～中学3年(15歳到達後最初の3月31日まで)	所得基準額未満 ※4・5	入院・外来ともに一部負担金なし
母子家庭等医療	母子(父子)家庭の18歳到達後の最初の3月31日までの子(ただし高校在学中は20歳まで)とその養育をしている母、父または遺児	本人(母または父)・扶養義務者など全ての人の平成28年度市町村民税所得割額の合計が23万5000円未満 ※5	外来は1日800円(低所得認定者は400円)が限度。月2回まで▷入院は1割負担。月額3200円(低所得認定者は1600円)が限度 ※6
障害者医療・ 高齢障害者医療 ※2	次のいずれかの人▷身体障害者手帳1級～4級所持者(4級は入院のみ対象)▷療育手帳A、B1、B2の一部の所持者▷精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者(精神疾患は対象外)	本人・配偶者・扶養義務者全ての人の平成28年度市町村民税所得割額の合計が23万5000円未満 ※5	外来は1日600円(低所得認定者は400円)が限度。月2回まで▷入院は1割負担。月額2400円(低所得認定者は1600円)が限度 ※6
老人医療	65歳～69歳	世帯全員の平成28年度市町村民税が非課税(低所得I…市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下かつ所得がない場合)	昭和24年7月1日以降出生の人…2割負担。外来は月額1万2000円(低所得Iは8000円)、入院等は3万5400円(低所得Iは1万5000円)が限度▷24年6月30日以前出生の人…2割負担(低所得Iは1割負担)。外来は8000円、入院等は2万4600円(低所得Iは1万5000円)が限度

- ※1 0歳～小学3年は「乳幼児等医療」、小学4年～中学3年は「子ども医療」となります
- ※2 老人医療受給者かつ身体障害者手帳4級所持者の場合、老人医療費受給者証が交付されます
- ※3 老人医療を除く一部負担金の限度額は、同一医療機関・薬局ごとにおける限度額です(同一医療機関でも、歯科は別の医療機関扱いになります)
- ※4 所得基準額…親権者(父・母)等の扶養義務者全員の平成28年度市町村民税所得割額の合計が23万5000円
- ※5 住宅借入金等特別税額・寄付金税額については、控除前の所得割額で判定
- ※6 低所得認定者…所得判定対象者全員が市町村民税非課税で、年金収入を加えた所得が80万円以下の場合

広告

JR西宮駅南側 徒歩2分(国道2号線沿い)

借金問題 任意整理 自己破産 個人再生 過払金請求

☆過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早めに!
☆借入先が分かれば、資料なしでもOK。

相続 交通事故

離婚

その他、民事事件一般

◎相談料：何度でも無料!

☆法律相談：夜間・休日対応可。
☆予約受付：平日9時～17時

西宮法律事務所

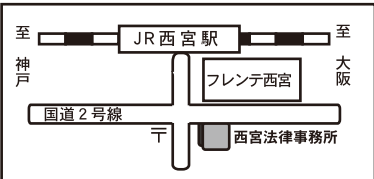
電話番号 0798-26-2726

兵庫県弁護士会所属

弁護士 芦原 健 弁護士 楠元 亨

西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302

http://www.nishinomiya-law.jp/



広告

阪神米穀のお米



えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

食事を楽しみましょう

- ・心とからだに美味しい食事を、味わって食べましょう。
- ・毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
- ・家族の団らんや人との交流を大切に。
- ・食事づくりにも参加してみましょ。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。